

メディカルケアステーション (MCS) における医療介護従事者の定義

制定:2024年4月1日
エンブレース株式会社
代表取締役社長 荒木 真哉

第1条 (総則)

1. 本稿は、当社が提供するメディカルケアステーション (以下、「MCS」という) において、医療介護従事者としてアカウント利用を認める対象者について定義 (以下、「本定義」という) する。
2. 本定義は、エンブレース株式会社 (以下、「当社」という) が、MCSの利用対象者として認める医療介護従事者を明確にするために定めたものであり、当社の判断基準で定める。
3. 医療介護従事者としてMCSの利用を申し込む際には、本定義の内容について確認および同意した上で、アカウント登録を行ったとみなす。

第2条 (定義)

1. 当社がMCSの利用対象者 (以下、「利用対象者」という) と認める医療介護従事者は、MCSに登録する所属施設の種類において、当社が定めた施設項目に該当する医療・介護関連施設に所属するスタッフを指す。なお、所属施設の種類を登録することについては、MCSの利用にあたり当社が必要と定める登録情報となっている。
2. 該当団体に所属するスタッフは、医療介護関連の資格の有無に関わらず、医療介護従事者としてMCSの利用対象者とする。
3. 同一団体において複数の事業を行う場合は、本定義に該当する事業スタッフのみを利用対象者とし、該当しない事業スタッフは利用対象外とする。
4. 施設項目として定める医療・介護関連施設は、次に掲げる施設とする
 - 1) 医療法に規定された医療提供施設。
 - 2) 医療法にて医療提供施設とされる「調剤を実施する薬局」について、MCSの利用対象施設として許可するのは、医師、歯科医師の発行する処方せんに基づき、保険薬剤師が行う調剤 (保険調剤) 業務を取り扱う保険薬局とする
 - 3) 介護保険法により規定された介護サービスを提供する施設
 - 4) 老人福祉法もしくは高齢者住まい法の要件を満たし、高齢者向けのサービスを提供する施設
 - 5) 障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法に規定された、「障害者 (児)」への給付もしくはを提供する施設
 - 6) 学校教育法に則り、障害のある子どもの就学先として設置される特別支援学校および特別支援学級
 - 7) 登録喀痰吸引等事業者 (特定行為事業者) として登録を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたスタッフによる特定行為、もしくは地研修を修了した介護福祉士によるたんの喀痰吸引等 (喀痰吸引等) の業務を実施する施設

- 8) 日常生活用具給付等事業において、重度障害者等に対して日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する事業所
- 9) 柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律を満たした医療類似行為提供施設
- 10) 各地域の栄養士会が設置、運営する栄養ケア・ステーションおよび日本栄養士会から認定されている施設
- 11) 都道府県や市区町村を統括する行政機関および行政機関が主体で設置する医療・介護・障害者福祉に関連した施設
- 12) 公的医療・介護・障害者福祉サービスに携わる職種を中心に構成され、医療・介護・障害者福祉に関連する活動を行う公益社団法人
- 13) 公的医療・介護・障害者福祉サービスに携わる職種を中心に構成され、医療・介護・障害者福祉に関連する活動を行う非営利法人
- 14) 医療関連資格を有するスタッフが、患者または利用者へ対して直接医療・介護・福祉サービスを行う施設。なお、MCSにおける医療・介護・福祉に関する定義は以下とする
 <医療サービスの定義>
 健康保持、健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーション、看取りを含む複合かつ一連の健康に関する行為を目的とした医療関連資格スタッフによるサービス
 <介護・福祉サービスの定義>
 高齢や心身障害などの原因により、日常生活を営むことに支障がある人に対する身体的・精神的・社会的な側面からの援助や、成長・発達の改善を目的とした医療関連資格スタッフによるサービス
- 15) 前号に該当する施設であっても、当社が医療介護従事者としてアカウント利用することを許可できない営利法人と判断した場合には、MCSの利用を認めないものとする。なお利用対象外とする営利法人の判断については、第7条に定めるとおりとする。
- 16) その他当社が医療・介護関連施設として認めた施設

第3条（施設の種類）

当社が、医療介護従事者としてMCSの利用を許可する医療・介護関連施設は、次の各項に定めたとおりとする。なお次の各項に該当する施設であっても、当社がMCSの利用対象として許可できないと判断した場合には、MCSの利用を認めないものとする。

1. 医療関連施設

病院	医科診療所	歯科診療所
助産所	保険薬局	

2. 介護関連施設

居宅介護支援事業所 (ケアプランセンター)	訪問介護事業所 (ホームヘルプ)	訪問入浴
訪問看護ステーション	訪問リハビリテーション	夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	通所介護 (デイサービスセンター)	通所リハビリテーション (デイケアセンター)
地域密着型通所介護	療養通所介護	認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	短期入所生活介護 (ショートステイ)
短期入所療養介護 (ショートケア)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老健施設)
介護療養型医療施設	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
健康型有料老人ホーム	軽費老人ホームA型	軽費老人ホームB型
軽費老人ホームC型 (ケアハウス)	養護老人ホーム	介護医療院
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活 介護
福祉用具貸与・販売事業所	サービス付き高齢者向け住宅	

3. 障害者(児)福祉関連施設

居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護
行動援護	重度障害者等包括支援	短期入所 (障害者福祉)

療養介護（障害者福祉）	生活介護（障害者福祉）	施設入所支援
自立生活援助	共同生活援助 （グループホーム）	自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）
就労継続支援（B型）	就労定着支援	児童発達支援
医療型児童発達支援	放課後等デイサービス （障害者福祉）	居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
計画相談支援	障害児相談支援	地域移行支援
地域定着支援	特別支援学校・学級	登録喀痰吸引等事業者 （特定行為事業者）
日常生活用具給付等事業における給付・貸与事業所		

4. その他医療介護関連施設

接骨院・鍼灸院・マッサージ院	訪問鍼灸マッサージ	栄養ケア・ステーション
地域包括支援センター	在宅介護支援センター	保健所・保健福祉センター
地方公共団体	公益社団法人 （医療・介護・福祉関連）	一般社団法人 （医療・介護・福祉関連）
特定非営利法人 （医療・介護・福祉関連）	医療サービス提供施設	介護・福祉サービス提供施設

第4条（医療介護事業の受託における利用について）

他の医療・介護関連施設より受託した医療・介護・福祉関連サービスに **MCS** を利用する場合の判断は以下とする。

1. 医療・介護・福祉サービスを委託および受託する双方が本定義に該当する医療・介護関連施設であり、第2条4項に定める施設要件において、患者または利用者へ対して提供する医療・介護・福祉サービスにおいて **MCS** を利用することについては認めるものとする。
2. 前項に該当しない受託における医療介護従事者としての **MCS** 利用については認めないものとする。

第5条（フリーランスの利用について）

法人を設立せずかつ税務署等に開業届を提出せずに個人で事業を営む個人事業主、いわゆるフリーランスの利用対象者としての判断について以下の項に記載する。

1. 医療・介護関連施設より、当該施設の患者もしくは利用者へ対する医療もしくは介護サービスの提供について受託を受けたフリーランスについては、当該施設の管理者からの許可を前提として、当該施設のスタッフとして登録・利用する場合については利用対象者とする。
2. 医療・介護関連施設との受託関係が終了した際には、アカウントについて退会することとする。
3. 同一人物がアカウントを複数所持することは認められないため、特定の施設スタッフとしてのみアカウントをもつこととする。
4. 受託関係の終了等でアカウントを退会した後に、新たに医療・介護関連施設との受託関係が発生した際には、受託先のスタッフとして再びアカウントを持つことを可能とする。

第6条（患者・利用者側としての利用について）

1. 本定義に該当しない施設において、当社が医療介護従事者との連携が必要と考えられる施設については、患者または利用者、もしくはその家族の同意を前提として、患者・利用者側のアカウント利用を認める。
2. 患者・利用者側のアカウント利用を認めるものは、医療介護従事者との連携に関わるスタッフに限定する。
3. 本条項が認められる事例としては以下が該当する。

施設種類	事例
弁護士事務所、司法書士事務所	成年後見人として患者・利用者の代わりに医療介護従事者と連携が必要な場合
保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校 ※第3条4項9号および10号に該当する施設についてはこの限りでない	医療ケア児に関して医療介護従事者と連携が必要な場合

4. その他の事例については、当社が必要と判断した場合に限り許可する。

第7条（営利法人について）

以下の項に該当する法人については、MCSの医療介護従事者としての利用対象として許可できない営利法人と判断し、MCSの利用を認めないものとする。

1. 第3条に定めた医療・介護関連施設に記載のある施設に該当しない法人。
2. 第3条に該当する施設であっても、別途以下に該当する法人については利用対象外とみなす。
 - 1) 医療・介護関連施設へ対する役務提供事業を行う法人（事務代行、往診代行、電話代行等の医療介護関連施設に対して役務を提供する事業者）
 - 2) 第2条4項1号から13号に定めのある施設要件において、患者へ直接提供する医療・介護・福祉関連サービス以外の用途で、医療・介護関連施設や患者もしくは利用者より対価を得るサービス・事業にMCSを利用されることが予想される法人
3. その他当社がMCSの利用目的として不適切と判断するサービス・事業において、MCSを利用もしくは利用されることが予測される法人

第8条（有償アカウント）※現在準備中

1. 本定義に該当しないが、MCSの利用を希望する施設向けに有償のアカウントを提供する。
2. 有償アカウントを希望する施設は、別途定める有償アカウントの利用利規について確認・同意した上、お問合せフォームより申し込むものとする。
3. 有償アカウントについては、当社が許可した申し込み施設に限り付与するものであり、利用の申し込みした全ての施設について有償アカウントの利用許可を確約するものではない。
4. 当社が有償アカウントの利用を許可した施設については、施設の種類を「MCS認証法人」とする。

第9条（協利法人）

本定義に該当しないが、当社とのプロジェクト等において契約を締結した法人については、施設の種類を「MCS協利法人」として、MCSの利用を許可する。

第10条（禁止事項）

1. 所属施設が本定義に該当しない施設関係者が、施設の種類を偽り登録し利用する行為。
2. 所属施設が本定義に該当しない施設であると認識しているのにも関わらず、MCSの利用を継続する行為。
3. 本定義に該当する施設関係者になりすまし、MCSを登録・利用する行為。
4. 本定義に該当する施設が、施設の事業に関りのないものを自らの施設関係者として登録・利用させる行為。
5. その他当社が不適切と判断する行為。

第11条（アカウント停止）

以下の各項に該当する場合には、MCSアカウントを停止することがある。

1. 当社が本定義に該当しないと認めた施設。

2. 当社が定めた期日までに正しい施設の種類を設定しない施設。
3. その他当社が医療介護従事者として **MCS** を提供することが不相当と判断した場合。

第 12 条（定義の改定）

当社は、当社が必要と判断した場合、本定義の変更・追加・削除等を随時行うことができるものとする。

第 13 条（協議）

1. 本定義に該当しないが、所属施設を医療・介護関連施設と考える場合については、お問合せフォームを通じて当社へ問い合わせできるものとする。
2. 問い合わせ施設において、当社が医療・介護関連施設として認めた場合については、医療・介護関連施設として **MCS** の利用を許可する。なお利用許可は、当社基準において医療・介護関連施設として認めた場合に限り、問い合わせをすることで利用許可を確約するものではない。
3. その他本定義に定めのない事項については、当社と **MCS** ユーザー又は登録希望者の間で誠意をもって協議し解決を図るものとする。